



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

# くらしの伝言板

## 人の動き

2月末現在 (前月比)

人 口：4,622 人 (－ 8)  
 男：2,234 人 (－ 2)  
 女：2,388 人 (－ 6)  
 世帯数：2,079 世帯 (+ 2)

## 救急・火災

令和5年2月末

救 急： 43 件  
 火 災： 1 件

## くねっぶの情報発信

お知らせや緊急情報などを発信しています

 ホームページ  
 サポートメール @防災くねっぶ  
 Facebook フェイスブック  
 Twitter ツイッター  
 マイ広報紙  
 子育てアプリ 母子モ

## 確定申告書の内容 もう一度確認を

確定申告書を提出したあとで、計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあったり、確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか。

税額を多く申告していたことに気付いたときは「更正の請求」をして、正しい税額への訂正を求めることができます。

税額を少なく申告したことに気付いたときは「修正申告」をして、正しい税額に修正してください。申告を忘れていたときは、速やかに確定申告をしてください。

○問合せ 北見税務署個人課税第1部門 (☎ 23-7151)

## 土地・家屋価格等帳簿の縦覧

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産課税台帳に登録されている内容に基づいて課税します。

令和5年1月1日現在の課税台帳に登録された土地・家屋の価格などを帳簿により、次の日程で縦覧しますので、ご確認ください。

○縦覧対象者 本町に固定資産を有する納税者(代理人でも可能ですが、代理人であることを証明するものがが必要です)

○縦覧期間 4月3日(月)～5月31日(水) 8時45分～17時30分

※土・日曜日、祝日は除きます。

○縦覧場所 町民課窓口  
 ○問合せ 町民課税窓口 (☎ 47-2193)

## 夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に係るものに限ります)も納付することができます。

○と き 4月12日(水)・5月10日(水) 17時30分～20時  
 ○と ころ 町民課窓口  
 ○問合せ 町民課税窓口 (☎ 47-2193)

## 実践会地区の防火査察

防火査察員が、各実践会の防火査察を次の日程で実施します。

○実施期間 4月1日(土)～20日(木)  
 ○問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

## 危険物取扱者試験・消防設備士試験

○と き 5月21日(日)  
 ○と ころ 北見市  
 ○種 類 両試験とも全種類  
 ○受付期間  
 ・電子申請 4月4日(火)～11日(火)  
 ・書面申請 4月7日(金)～14日(金)  
 ※書面申請による受け付けは、期間最終日の郵便局消印まで有効です。  
 ○問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

## 農地の売却などあっせん

農地の所有者から売り渡しや貸し付けの希望があった場合、農業委員会では、農業委員と町、農協の担当者で構成する「農地移動適正化あっせん審議会」において、価格や農地を購入したい方、借りたい方を協議して決めています。

農地を売りたい、貸したい方は農業委員会に申出書の提出が必要です。

詳しくは、地区担当農業委員または、農業委員会事務局へご相談ください。

○問合せ 農業委員会 (☎ 47-2204)

## 特定疾病・人工透析で治療中の方に交通費の一部を助成

○対象者  
 ・特定疾患など  
 「特定疾患医療受給者証」または「特定疾患患者認定書」、「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証」、「小児慢性特定疾患医療受診券」、「脳脊髄液減少症診断書」が交付されていることが、助成の条件となります  
 ・腎機能障害による人工透析療法で治療中の方  
 腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている方で、自立支援医療(更生医療)の支給決定を受けていることが助成の条件となります  
 ○助成範囲および助成額  
 自宅から町外(道内に限る)の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します  
 ○申請に必要なもの  
 ①対象となる特定疾患などの受給者証や自立支援医療受給者証、または認定書などの写し  
 ②印鑑  
 ③通院証明書(用紙は福祉保健課健康増進係にあります)

④銀行の振込口座番号が分かるもの  
 ○その他  
 当該年度(4月から6月の場合は前年度)の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします  
 ○問合せ  
 福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555)

## 心の病気で治療中の方に交通費の一部を助成

○対象の病気  
 統合失調症・うつ病・アルコール依存症・てんかん・自閉症など  
 ○助成範囲および助成額  
 自宅から町外(道内に限る)の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します  
 ○助成対象医療機関  
 指定自立支援医療機関(精神通院医療に限る)とします  
 ○申請に必要なもの  
 ①印鑑  
 ②通院証明書(用紙は福祉保健課健康増進係にあります)  
 ③銀行の振込口座番号が分かるもの  
 ○その他  
 当該年度(4月から6月の場合は前年度)の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします  
 ○問合せ  
 福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555)

## 手話講座の受講者を募集

初心者向けの手話講座が開催されます。受講を希望される方は、5月10日(水)までに福祉保健課社会福祉係までお申し込みください。  
 ○と き  
 ・昼の部  
 5月11日(木)～7月20日(木)までの毎週月、木曜日(7月17日を除く)の計20回 10時～12時  
 ・夜の部  
 5月12日(金)～7月18日(火)までの毎週火、金曜日の計20回 19時～21時  
 ○と ころ 北見市総合福祉会館(北見市寿町3丁目4-1)  
 ○受講料 無 料  
 ○問合せ  
 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)